

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「自分だけの要素を知ること、より自分らしい生き方を選択できる世界に」をビジョンとして掲げ、デジタル空間、フィジカル空間が自動で認証され、自分の選択に合わせて、衣・食・住が変化する世界を創り上げるために、人間に特化した画像解析エンジンの研究・開発を行ってまいりました。このビジョンに基づき企業活動を行うとともに、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を、経営の最重要課題と位置づけて積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久田康弘	7,800,000	38.81
株式会社BOC	1,560,000	7.76
加藤寛之	1,000,000	4.98
山谷明洋	1,000,000	4.98
上田八木短資株式会社	735,300	3.66
株式会社大和証券グループ本社	367,600	1.83
みずほFinTech投資事業有限責任組合	250,000	1.24
SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合	250,000	1.24
東急不動産株式会社	236,200	1.18
KDDI株式会社	236,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映していません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	11 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保 裕之	他の会社の出身者								△			
沖田 貴史	他の会社の出身者								○			
松田 浩路	他の会社の出身者								○			
井上 伸一	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)				
氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保 裕之	○	○	久保監査等委員が過去に所属していた株式会社伊藤忠商事株式会社と当社の間に取引関係がありますが、取引額は少額であります。	同氏は、経理・財務に関する実務経験が豊富であり、会計監査等における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
沖田 貴史	○		沖田監査等委員が過去に所属していたSBIホールディングス株式会社及びDGフィナンシャルテクノロジー（旧：ペリトランス）並びに同氏が代表を務めるナッジ株式会社と当社の間に取引関係があります。	当社の経営に対し助言・様々な支援を行っていただいており、同氏の決済関連分野における深い知見や実績、海外事業における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、同氏が代表を務めるナッジ株式会社と当社の間に取引関係があるため、独立役員には選任しておりません。
松田 浩路	○		松田監査等委員が所属しているKDDI株式会社と当社の間に取引関係があります。	同氏は情報通信分野での豊富な知見を有しており、情報通信分野における深い知見や実績を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、同氏が所属しているKDDI株式会社と当社の間に取引関係があるため、独立役員には選任しておりません。
井上 伸一	○	○	――	同氏のIT分野における深い知見や内部監査等における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専属の使用人はおりませんが、必要に応じて経営管理部が事務局として兼務にて担当しております。また、独立性を確保するために、当該使用人による監査等委員会の職務の補助に関する業務については、業務執行取締役の指揮命令権が及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員及び内部監査担当者は、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、内部監査の概要を報告するとともに、会計監査計画及び実施された会計監査の結果等について聴取を行い、意見交換を実施し積極的な連携に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を独立役員として指定しております。沖田監査等委員及び松田監査等委員については、同氏が現在所属している会社と当社の間に取引関係があるため、独立役員には選任しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、士気やモチベーションを高め、中長期的な企業価値向上を目指すためのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、株主総会又は株主総会から委託を受けた取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、士気やモチベーションを高め、中長期的な企業価値向上を目指すためのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、株主総会又は株主総会から委託を受けた取締役会において決定しております。また、取締役・従業員のほか、一部の社外協力者に対してもストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る報酬等は、株主総会の決議にて決定された報酬の限度額内で、役員及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して取締役会で協議し代表取締役が決定しております。

監査等委員である取締役については、株主総会の決議にて決定された報酬の限度額内で役員及び担当職務に応じて監査等委員会で決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役については、経営管理部がサポートをしており、取締役会資料の事前配付や事前説明等による情報共有の他、社外取締役（監査等委員である取締役）の求めに応じて当社グループの情報共有等を行っております。また、監査等委員についても同様に、経営管理部が監査等委員会の事務局として必要に応じて職務執行に関する業務をサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（監査等委員を除く。）と4名の社外取締役である監査等委員により適正なバランスで構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営にかかわる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督等を行っております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員3名で構成されており、毎月1回開催しております。監査等委員は、取締役会に出席し、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査等委員会で立案した監査方針に従い、取締役の業務遂行に対する適法性を監査しております。なお、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行う等の連携により、監査機能の向上に努めております。

・内部監査

当社では独立した内部監査担当部署は設置していませんが、内部監査担当者2名を指名し、社内の各業務が経営方針や社内規程・会計方針に準拠して行われているか、法令を遵守しているかについて、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役が別部署から担当者を指名し、相互に牽制する体制としております。監査等委員会とも連携し、経営改善が図れるよう指摘事項の適時適切な指摘と改善報告の実施を行っております。

・会計監査人

当社は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役である監査等委員に、取締役会での議決権を付与することで取締役会に対する監督機能をより強化すること、及び、社外取締役を中心とする監査等委員会が経営を監視することで企業統治（コーポレートガバナンス）を一層充実させ、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を達成することを目的として、取締役会・監査等委員会の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図る等、招集通知の早期発送に取り組む予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算であり、定時株主総会は毎年2月末頃開催であるため、集中日を回避した日程となっているものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定ですが、機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では未定ですが、機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

招集通知(要約)の英文での提供	現時点では未定ですが、外国人株式保有比率を考慮しつつ今後対応を検討してまいります。
-----------------	---

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社WEBサイト上の投資向けIR情報に関するページへ掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を開催することを今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を開催することを今後検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家の比率等を踏まえて、開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社情報に関する適時開示資料や適時開示資料と同様の内容のプレスリリース等を、当社WEBサイト上の投資向けIR情報に関するページへ掲載する方針であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR担当の部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である」ということを基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動の実施については今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社WEBサイトへの掲載、決算説明会等の開催等により、ステークホルダーの皆様に対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、内部統制システム構築の基本方針に関し、以下のとおり定めております。

(1) 監査等委員会の補助体制

- ・監査等委員会は、必要に応じその職務の補助を担当する使用人(以下、補助者という。)を任命し、会社グループの情報収集等を指示する。補助者はその指示内容について守秘義務を負い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けない。
- ・監査等委員会の補助者の採用、異動、懲戒及び人事考課は、監査等委員会の同意を得て行う。
- ・会社グループの取締役及び従業員は、監査等委員会の補助者の業務遂行に対して協力し、一切の制約を行わない。

(2) 監査等委員会への報告体制

- ・会社グループの取締役及び従業員は、監査等委員会又は監査等委員から、業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかにかつ正確に報告する。
- ・会社グループの取締役及び従業員は、業務又は財務の状況に重要な影響を与えるおそれのある事項を発見したとき、直ちにその旨と内容を、監査等委員会又は監査等委員に報告する。
- ・監査等委員会又は監査等委員に報告した者は、内部通報制度規程に基づき、いかなる不利益も受けない。

(3) 監査の実効性の確保

- ・監査等委員会又は監査等委員は、代表取締役と定期的に会合し、経営方針、対処すべき課題、事業等のリスク、監査のための体制整備、監査上の重要な事項について、意見交換を行う。
- ・監査等委員会は、定期的に内部監査担当を出席させ、内部監査の実施結果を報告させる。
- ・監査等委員会規程に定める監査等委員会の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。

(4) 情報の管理体制

・取締役の職務の執行状況に係る取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、関連資料等は、法令及び文書保管管理規程に基づき作成、保存するとともに、取締役、会計監査人、内部監査担当及び監査等委員会の補助者は、随時これらを閲覧できる。

(5) リスク管理体制

・会社グループで発生したリスク又は予見されるリスクについては、リスク管理規程に定めるリスク管理担当役員及びリスク管理担当役員が選任したリスク管理推進委員が、分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会に報告するとともに、その実施を求める。
・会社は、有事の際の事業継続に備え、会社グループの取締役及び従業員に対し、事業継続（BCP）マニュアルを整備し、必要に応じて適切な見直しを図る。

(6) 業務執行の妥当性の確保

・取締役会は、会社グループの中期経営計画を決定する。また、毎月1回以上開催し、代表取締役から、子会社を含む月次の事業概況報告を確認する。
・代表取締役は、原則毎月1回、経営会議を開催し、取締役会に委任された事項を決議するほか、職務権限規程に基づく事項を協議して決定する。監査等委員は、経営会議に参加して審議の状況を確認できる。

(7) コンプライアンス体制

・会社グループの取締役及び従業員は、行動規範及びコーポレート・ガバナンス基本方針に基づいて行動する。経営管理部は、子会社も含め、定期的に及び必要に応じて臨時に、コンプライアンスに関する啓蒙・教育研修を実施する。
・内部監査担当者は、会社グループの業務遂行におけるコンプライアンスの状況の監査を定期的に行い、代表取締役及び監査等委員会に報告する。
・会社グループの従業員は、法令・定款等に違反する事実を発見した場合、内部通報制度を利用して、経営管理担当取締役及び監査等委員会に、その旨と内容を直接通報できる。また、経営管理部は、コンプライアンス研修等において、当該制度の周知を図る。
・会社グループは、反社会的勢力排除規程を運用し、反社会的勢力との関係を一切遮断する。継続取引先については定期的に、新たな取引先については都度、可能な限りの調査を行うとともに、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携を保持する。

(8) 会社グループの管理体制

・子会社の取締役社長は、毎月、会社の関係会社管理担当取締役に事業概況報告を行う。
・会社グループとしての(5) リスク管理体制、(7) コンプライアンス体制により、子会社の業務の適正性を確保する。経営管理部長は、関係会社管理規程に基づいて子会社の統括的な管理を行うとともに、子会社の会計状況を定期的に監督する。内部監査担当は、定期的に業務の適正性に係る内部監査を実施し、会社の代表取締役、経営管理部長及び監査等委員会に報告する。
・取締役会は、会社グループの財務報告に係る内部統制基本計画書を事業年度毎に制定する。内部監査担当は、当該計画書に基づいて監査を行い、会社の代表取締役に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「反社会的勢力排除規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。なお、当該規程は役員、正社員、派遣社員、パート等会社内での職制、身分、性別を問わず、当社グループの業務に従事する全ての者に適用いたします。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、対応統括部署を経営管理部とし、責任者は経営管理部長が務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、「不当要求行為等に関する報告書」により経営管理部長を経由し代表取締役への報告を行い、必要に応じて指示を仰いでおります。経営管理部では、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。また、取引先との契約締結時には、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。

(3) 反社会的勢力チェックの方法

各部署において、新規に取引等を始める際には、開始依頼者は「新規取引登録申請」として必要事項を記入し経営管理部に申請します。経営管理部担当者は、経営管理部長の指示の下、必要に応じて企業情報等を東京商工リサーチ等に調査依頼し、決算書、ホームページの閲覧、同業他社からの情報入手、現地確認又は日経テレコン等を用いて情報収集を行っております。経営管理部担当者は、外部調査機関の調査結果及び経営管理部の情報収集結果に基づき、反社会的勢力の該当の有無を判別いたします。また、既存の取引先や株主及び役員等の利害関係者等に対しても、定期調査として原則として年に1度の反社会的勢力チェックを行っております。

また、新規に役員の選任及び従業員の採用を行う場合は、誓約書等に反社条項の記載を求めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

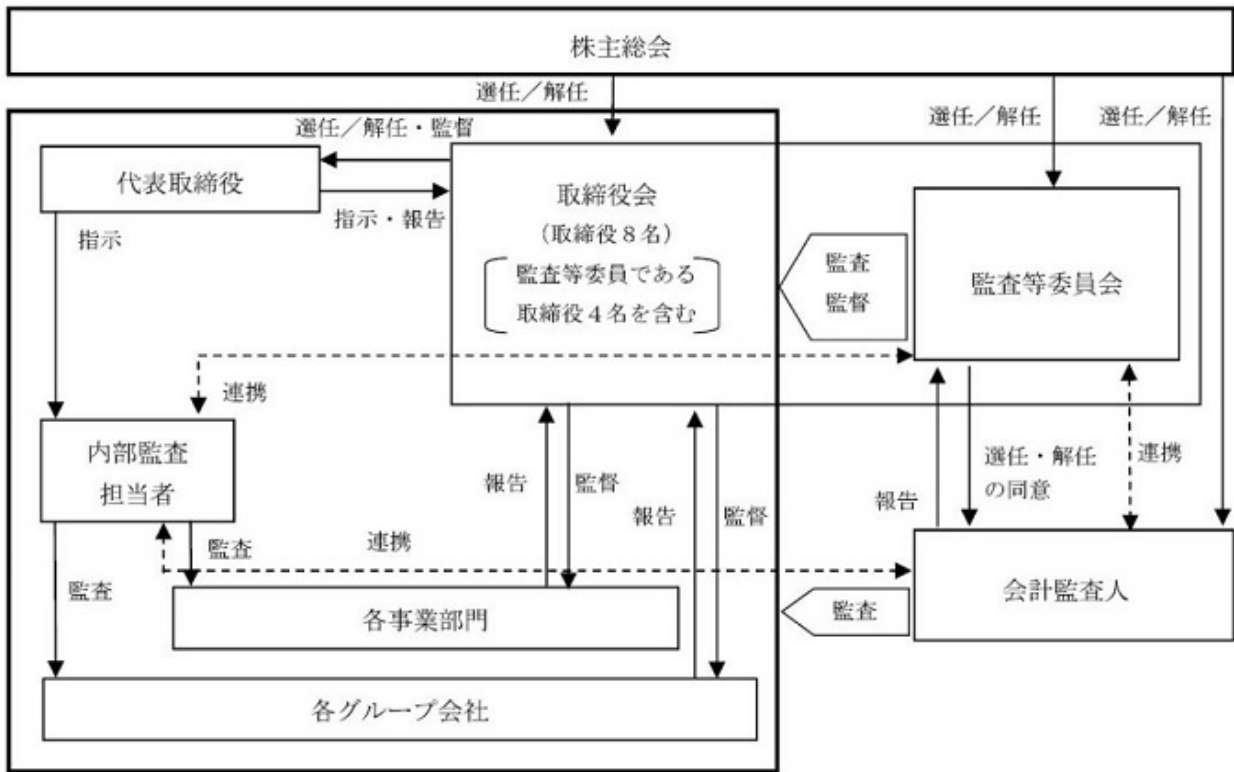
買収防衛策の導入の有無

なし

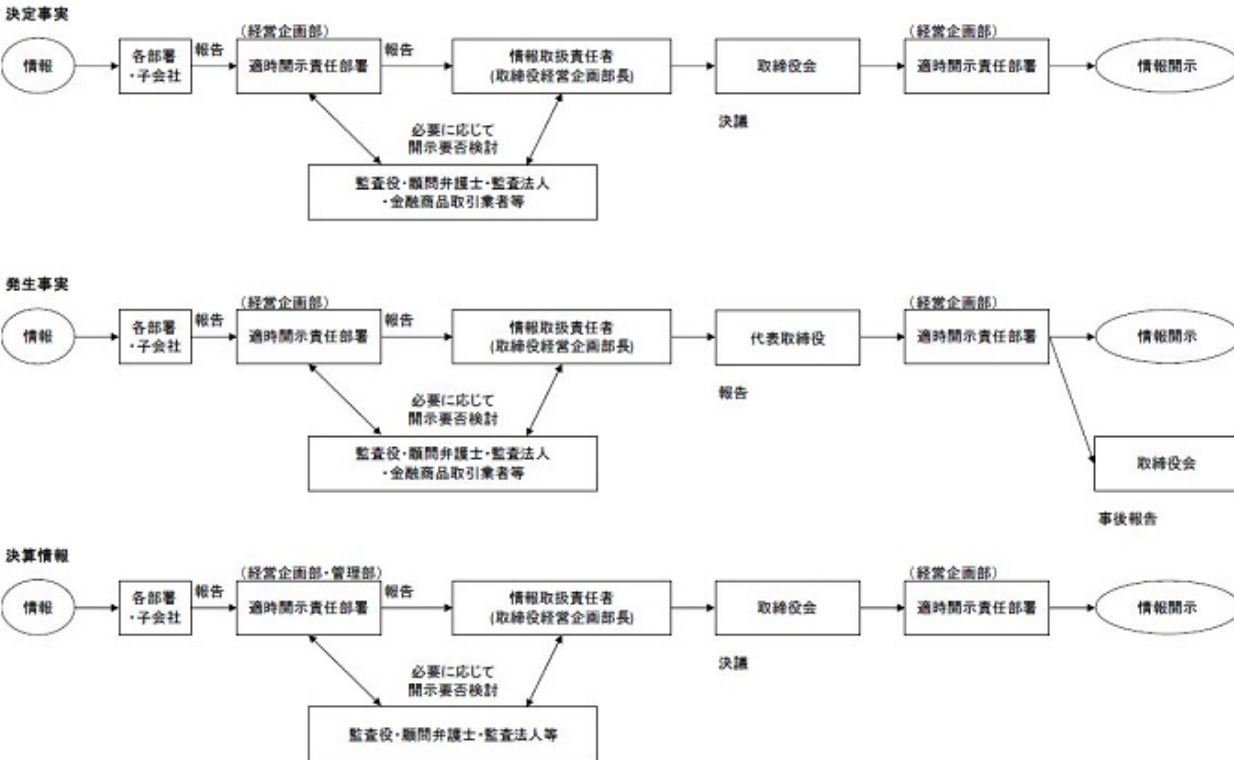
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上